

外国人技能実習生地域社会共生推進 事業費補助金のご案内

県内に事務所を有する監理団体が行う「日本語研修」や「文化・伝統行事の体験事業・地域住民との交流事業」の費用の一部を補助します。

補助対象事業

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第2条第10項に規定する監理団体が技能実習生に対して実施する「日本語研修」又は「文化・伝統行事の体験事業・地域住民との交流事業」

補助対象者

県内に事務所を有する監理団体

補助内容

次の費用の1/2以内の額を補助します。

補助対象事業	補助対象経費（主なもの）	補助率	補助限度額
日本語研修	(1) 講師の謝金及び旅費 (2) 教材の購入費及び印刷費、その他必要な消耗品費 (3) 研修会場の借上げ料及び使用料 (4) 委託して事業を行う場合の委託料、他の日本語教育機関等が実施する研修の受講料及び交通費 (5) 参加者募集に係るチラシの作成費、郵送料等	1/2 以内	1団体 あたり 30万円
文化・伝統行事の体験事業・地域住民との交流事業	(1) 研修会場の借上げ料及び使用料 (2) 研修会場までの交通費、研修会場への入場料（イベントへの参加料等も含む）、体験事業等で使用する物品のレンタル料 (3) 参加者募集に係るチラシの作成費、郵送料等	1/2 以内	1団体 あたり 5万円

申請書受付期間

令和4年4月1日（金）～令和5年2月1日（水）まで随時受付

※申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。

※提出された補助金交付申請書等を審査し、申請日から3週間以内に交付決定通知にてお知らせします。

（交付の対象とならない場合も、書面にてお知らせします。）

補助対象事業の要件

<日本語研修の要件>

1. 監理団体が受け入れる県内で実習をしている実習生の出席が最低5名あること。
2. 実習生の語学レベルに合わせた課程が提供されていること。
3. 入国後講習ではないこと。

<文化・伝統行事の体験・地域住民との交流事業の要件>

1. 監理団体が受け入れる県内で実習をしている実習生の出席が最低5名あること。
2. 文化・伝統行事、自然体験等に関するレクリエーション活動であって、特に県内で実習をしている実習生が岐阜県の魅力を体験することができるもの。
3. 日本の伝統・文化が体感できる行事を実施し、又はこれに参加する事業であって、特に県内で実習をしている実習生が日本の魅力を体験することができるもの。
4. 地域住民と交流し、触れ合うことができる行事を企画、又はこれに参加する事業であって、特に県内で実習をしている実習生が地域住民との交流を深めることができるもの。

※2～4は、いずれかの要件を満たしていればよいものとします。

申請方法

下記URLから申請書類をダウンロードし、必要事項をご記入の上、郵送願います。
(補助内容の詳細も同ページから確認の上、申請してください。)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/18157.html>

※「岐阜県外国人技能実習生補助金」で検索してください。

<提出先>

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県 商工労働部 商工・エネルギー政策課 団体支援係 あて

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 商工・エネルギー政策課 団体支援係

TEL：058-272-1111（代表） 内線3088

058-272-8386（直通）

FAX：058-271-6873

E-mail：c11351@pref.gifu.lg.jp

